

## デユース（日帰り利用）に係る宿泊料の支給について

2018年4月  
会計課

### ○午前利用

午前 5 時 59 分までに現地空港に到着した場合、

- ・早到着の便となった理由の妥当性
- ・宿泊を証明するもの（領収書、宿泊証明書）※利用金額の確認はしないの 2 点を以て、支給可能

理由が妥当だと判断される場合

例：到着地までの便に限りがあり、選択肢がなかった場合

出発直前まで用務があり、それより前の便に搭乗できなかった場合

※現地空港到着時間が午前 6 時以降の場合は支給不可

### ○夕方利用

午前 0 時 0 分以降発の便を利用する場合、

- ・深夜発の便となった理由の妥当性
- ・宿泊を証明するもの（領収書、宿泊証明書）※利用金額の確認はしないの 2 点を以て、支給可能

理由が妥当だと判断される場合

例：到着地までの便に限りがあり、選択肢がなかった場合

出発直前まで用務があり、それより前の便に搭乗できなかった場合

※現地空港出発時間が午後 11 時 59 以前の場合は支給不可

参考：「公務員旅費取り扱いの手引き」1005 頁

引用 個々の旅行について宿泊料の構成要素を考慮に入れた旅行命令権者の実態的・良識的な判断が必要